

岩手大学分析機器使用要項

令和2年12月15日 制定
令和5年 9月21日 最終改正

(趣旨)

第1条 この要項は、岩手大学(以下「本学」という。)の職員(以下「学内者」という。)又はそれ以外の者(以下「学外者」という。)による、岩手大学研究支援・産学連携センターが所有する分析機器及び共同利用登録分析機器(以下「分析機器」という。)の使用に関し、必要な事項を定める。

(学内者の使用登録)

第2条 学内者のうち、分析機器の使用を希望する者は、岩手大学研究支援・産学連携センター長(以下「センター長」という。)に使用申請を行い、許可を得なければならない。

(学外者への使用許可)

第3条 学外者のうち、分析機器の使用を希望する者は、「岩手大学研究支援・産学連携センター有料施設等使用許可申請書(別紙様式)」を使用開始日の前日までに学長に提出し、許可を得なければならない。

2 分析機器の使用を許可された学外者(以下「学外使用者」という。)は、許可された使用日時を変更しようとするとき及び使用を取り止めようとするときは、許可された使用日、又は変更しようとする使用日のいずれか早い日の前日までに申請書をセンター長へ提出しなければならない。

(使用者への管理条件の付与)

第4条 センター長は、分析機器の使用を許可された学内者(以下「学内使用者」という。)及び学外使用者(以下「使用者」という。)に使用を許可する際に管理上必要な条件を付することができるものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第5条 使用者は、使用の権利を譲渡してはならない。

2 使用者は、使用許可された分析機器を第三者に転貸し、又は担保に供してはならない。

(使用料の納付)

第6条 使用者は、センター長が別に定める使用料を本学が指定した期日までに納付しなければならない。ただし、学内使用者の場合は、学内使用者の予算から原則として当該年度内に振り替えることとする。

(使用料の返還)

第7条 既に納付した使用料は、返還しない。ただし、学長が必要と認める場合には、全部又は一部を返還することができる。

(消耗品の負担)

第8条 本学は、使用する分析機器により、使用者に対し消耗品の持参を求めることができる。

(使用の取り消し)

第9条 学長は、次のいずれかに該当するときは、使用者に対し当該許可を取り消すことができる。

- (1) 許可の条件に違反したとき又はそのおそれがあると認めるとき。
- (2) 申請書に虚偽の記載があったとき。
- (3) 使用料等を指定された期日までに納付しないとき。
- (4) 公益を害し又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(5) その他管理運営上支障があると認めるとき。

2 前項による取り消しを行ったことにより使用者が損害を受けても、本学はその責を負わない。

(遵守事項)

第 1 0 条 使用者は、与えられた使用許可条件を厳守し、善良な管理者の注意をもって分析機器を使用及び維持保存しなければならない。

2 使用者は、本学が講ずる安全衛生管理のための措置に従わなければならない。

(き損等の届出)

第 1 1 条 使用者は、分析機器を滅失又はき損したときは、速やかに分析機器を管理する、岩手大学研究支援・産学連携センター分析機器・全学実験動物飼育室管理運営細則第 4 条 1 項に規定する室長及び同第 4 条第 2 項に規定する室主任者又は登録分析機器管理者及び分析機器を所有するセンター長又は学部長等に報告しなければならない。

(損害賠償)

第 1 2 条 使用者は、その責に帰する事由により、分析機器を滅失又はき損したときはその損害を賠償しなければならない。

(事故の責任)

第 1 3 条 使用者は、分析機器の使用中に生じた事故についてその責を負わなければならない。

(疑義の確認)

第 1 4 条 この要項に関し疑義のあるとき又は使用を許可した分析機器の使用について疑義が生じたときは、センター長の決定するところによるものとする。

附 則

この要項は、令和 2 年 1 2 月 1 5 日から施行し、令和 2 年 1 0 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、令和 4 年 6 月 2 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

